

新庄幼稚園 認定こども園



山形県新庄市北町6番20号

Tel. 0233(23)1093

子どもたちが主体的に遊べる環境を整え、日々の保育を通して、子どもと保育者が共に育ち合える生活を大切にしています！

1. 3号こども（0、1、2歳）の受入れについて

(1) 「幼稚園型認定こども園」への移行について

- ・令和3年度より、新庄幼稚園は「幼稚園型認定こども園」へ移行し、園内の「新庄幼稚園ベビールーム」にて、3号こども（0歳（8ヶ月《R3・4/1現在（R2・7/31生まで）》）～2歳）の受け入れを開始します。

2. 当園の特色を紹介します！

(1) 温室のような「屋内プール」は、子どもたちの人気の的！

- ・屋内プールのある当園では、6月1日～9月中旬まで「プール遊び」が楽しめます！ お盆以降も、たくさん屋内プールで遊ぶことで、子どもたちの“泳ぐ力”も、ぐんぐん上達しています！

(2) 専門の講師を迎えての「保育内体育指導」

- ・指導力に定評のある「コスモ・スポーツクラブ」から講師を迎え、「保育内体育指導」を行っています！ 限られた時間の中で集中して取り組み、成功体験を重ねることによって、「頑張れば出来る」という自信を身に付けられるよう関わっています！



(3) 園内で調理した「完全給食」

- ・「新庄幼稚園」の給食は、ご飯、おかずの揃った「完全給食」です。
- ・専任の管理栄養士の作成した献立を基に、季節に応じた豊富なメニューを提供しています。時には、自分たちで栽培、収穫した野菜が給食に出ることも…！

(4) 園と家庭との心の通い帳「トトロのきもち」

- ・「今朝は大泣きしていたけど、園で元気に遊べたかしら…」、「うちの子、家ではきかん坊だけど、園では面倒見の良いお兄ちゃんなんだ！」等、連絡帳「トトロのきもち」は、ご家庭と園とをつなぐ「心の通い帳」として活用しています。自宅でのエピソードなど、お気軽にお寄せ下さい！

3. 職員編成について


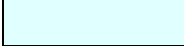
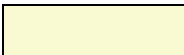
(1) 学 園 長	1名	(6) 保育補助	1名
(2) 園 長	1名	(7) 園 医	1名
(3) 主幹教諭	1名	(8) 園歯科医	1名
(4) 教 諭	6名	(9) 園薬剤師	1名
(5) 事務職員	1名	(10) 運転手	1名

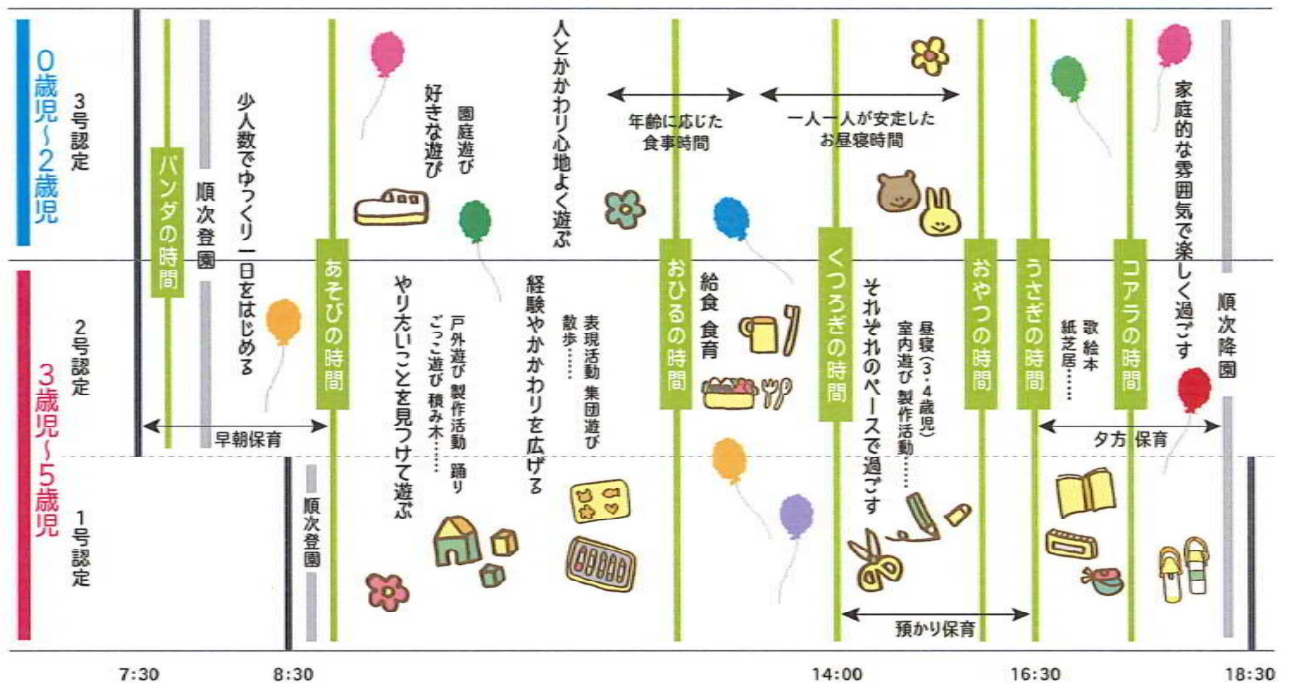
4. 保育時間について

(1) 保育時間

- ・認定区分ごとの利用内容は、以下の通りです。認定区分と保育料の区分（保育標準時間、保育短時間）の別は、「支給認定証」に記載されておりますので、ご確認ください。

【保育時間イメージ】		7:30	8:30	14:00	16:30	18:30
1号認定（教育標準時間）		預かり保育	通常保育		預かり保育	
2号認定	保育短時間 8時間	早朝保育	通常保育		夕方保育	
	保育標準時間 11時間	通常保育				
3号認定	保育短時間 8時間	早朝保育	通常保育		夕方保育	
	保育標準時間 11時間	通常保育				

-  … 保育料で対応
- (適用)  … 実費徴収で対応（1号認定の預かり保育は、条件により無償化の対象になります）
-  … 無償



(2) 平日以外の保育について

- ・土曜保育を利用する場合、土曜日就労の「就労証明書」の提出が必要です。保育時間は、月～金曜と同じです。日曜、祝日はお休みです。2号・3号こどもにつきましては、土曜日の「就労証明書」がない場合でも、希望者に対し、利用できるものとします。
- ・1号認定こどもは、原則、土曜日の利用はできませんが、継続利用でない場合に限り、7:30～16:30の時間内、預かり保育扱いで、土曜保育を利用できるものとします。

(3) 給食について

- ・月、火、木、金曜日は、主食、主菜から汁物、デザートまで揃った「完全給食」です。水曜日は、当園独自のカリキュラムによる「おむすびの日」となります。
- ・「ベビールーム」は、水曜日、土曜日（土曜保育を利用する場合）も給食を提供します。
- ・お子さまがアレルギーをお持ちの場合、栄養士、保護者、給食主任、園長との打ち合わせを経た上で、代替給食を提供します。

(4) スクールバスについて

- ・スクールバスは、原則、3歳（年少組）以上より利用可能です。「ベビールーム」に下のお子さまを入れていらっしゃる方は、上のお子さまも一緒に送迎をお願い致します。
- ・きょうだいで送り、バスの異なるご利用を希望される場合は、ご相談下さい。

5. 費用負担について

(1) 入園時に要する費用

- ・入園料 30,000 円
- ・個人持ち用品代（おたよりノート等） 3,370 円（令和2年度 実績）
- ・園服、園帽等を含む着用品代（当園は園服、園帽があります） * 3～5歳児

(2) 実費負担額

実費負担額の項目	1号認定	2号認定	
		短時間	標準時間
預かり保育料 (14:00～18:30)	500円/日 (継続して利用しないことを前提)		
預かり・早朝保育料 (7:30～8:30)	1,000円/月	1,000円/月	
夕方保育料 (16:30～18:30)		2,000円/月	
土曜・希望登園 預かり保育料 (7:30～16:30)	1,000円/日 (継続して利用しないことを前提)		
給食費	600円/月(主食費) 4,300円/月(副食費)	600円/月(主食費) 4,300円/月(副食費)	
教育環境充実費	2,000円/月	2,000円/月	
通園バス利用料金	2,600円/月(往復利用) 1,300円/月(片道利用) 400円/月(利用なし)	2,600円/月(往復利用) 1,300円/月(片道利用) 400円/月(利用なし)	
父母の会費	800円/月(全学年共通)	800円/月(全学年共通)	
卒園積立金	1,300円/月(年長児のみ)	1,300円/月(年長児のみ)	

6. 利用定員について

- 定員区分ごとの利用定員及び学級は、次のとおりです。

区 分	1号定員	2号定員	3号定員	学級数
0歳児			2	1
1歳児			3	
2歳児			6	
3歳児	5	15		1
4歳児	9	20		1
5歳児	10	20		1
計	24	55	11	3



7. 園の利用開始および終了について

(1) 入園許可について

- 当園は、1号認定に該当する子どもから利用申し込みがあった時は、次にあげる理由がある場合を除き、これに応じます。
 - ①利用定員に空きがない場合
 - ②利用定員を上回る利用の申し込みがあった場合
 - ③その他特別な事情があり、当園の安全な運営に支障を来す場合
- 利用定員を超える入園申し込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定します。
 - ①兄弟姉妹が在籍している者は、優先して入園させる
 - ②その他の者は、先着順（面接等）により選考する
- 1号認定子どもの入園内定者は、利用開始にあたり、市町村より支給認定を受け、必要な事項を記載した書面を確認の上、利用に係る契約を結ぶものとします。
- 当園は、市町村が行った利用調整により、2号認定子ども及び3号認定子どもの利用が決定されたときは、これに応じます。

(2) 園の利用終了について

- 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、利用を終了するものとする。
 - ①1～3号認定子どもの規定に該当しなくなったとき
 - ②当園の利用子どもの保護者から、利用取消しの申出があったとき
 - ③市町村が当園の利用継続が不可能と認めたとき
 - ④利用継続に重大な支障又は困難が生じたとき

(3) 退園及び休園について

- 前条の規定等による退園、又は病気その他の理由により休園しようとする場合は、その理由を記して、保護者から園長に願い出て下さい。
- 病気その他の理由により、他の子どもに悪影響を及ぼすおそれのある者は、退園又は休園させることがあります。

8. 保育日数・カリキュラムについて

(1) 保育日数について *曜日・祝日によって、前後する場合があります

	4/1	4/5 (入園式)	7/25 (終業式)	8/12
1学期	希望登園	全員登園 (含 保育日数)	希望登園	
	8/17	8/18 (始業式)	12/25 (終業式)	12/28
2学期	希望登園	全員登園 (含 保育日数)	希望登園	
	1/4	1/8 (始業式)	3/20 (卒園式)	3/31
3学期	希望登園	全員登園 (含 保育日数)	希望登園	

- 8/13～8/16は「お盆休み」、12/29～1/3は「年末年始休み」です。
- 希望登園の部分も、アンケート調査を実施した上で、2号・3号こどもの希望者に対して、保育を実施します。
- 1号こどもの希望登園につきましては、原則、利用できませんが、継続利用でない場合に限り、7:30～16:30の時間内、預かり保育扱いで、利用できるものとしします。
- 土曜日の園利用につきましては、保護者の「就労証明」が必要となります。2号認定の申請時の「就労証明」とは別に必要ですので、ご注意下さい。
- 上記により、夏季休業前、冬季休業前、学期末休業前後の「長期休み中のプレースクール」は無くなりますので、ご了承願います。

(2) 保育カリキュラムについて

- お子さまの認定区分によって、園で過ごす時間が異なりますが、運動会など行事に関わる活動や、製作などの時間は、全ての子どもがクラスに揃っている時間帯（主に午前、昼食後）に行ないますので、降園時間の違いによる保育カリキュラム内容には、差はございません。
- 「お昼寝」につきましては、年少児、年中児のみの実施です。14時降園の子ども、降園のスクールバスを利用する子どもにつきましては、原則、実施致しません。

9. 安全対策・緊急時の対応および非常災害対策について

(1) 安全対策について

- 当園は、安全かつ適切に、質の高い教育・保育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備しています。

(2) 緊急時における対応方法について

- 教育、保育の提供を行っているときに、子どもに病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに囑託医又は園児の主治医に連絡するなど、必要な措置を講じるものとしします。
- 教育、保育の提供により事故が発生した場合は、子どもの保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- 当園は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとしします。

- ・子どもに対する教育、保育の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

(3) 非常災害対策について

- ・非常災害に備えて消防計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等について責任者を定め、毎年4回以上、避難及び消火に係る訓練を実施しています。
- ・上記の訓練につきましては、緊張感を持って臨めるように、との「ねらい」により、行事予定等には記載しておりません。

10. 要望、相談の受付について

- ・当園は、質の高い教育・保育を提供するために、利用者からの要望、相談の窓口の設置およびマニュアルを策定し、要望、相談に対し、円満に解決するための体制を整備しています。
- ・苦情処理体制は、次のように定めています。
 - ①苦情解決責任者 新庄幼稚園 園長 児玉理紗子
 - ②苦情受付担当者 新庄幼稚園 教務主任 齋藤真季
 - ③第三者委員 早坂幸久司法書士事務所 早坂智佳子 司法書士
齋藤労務行政事務所 齋藤 剛 社会保険労務士・行政書士

11. 保険に関する事項について

- ・当園では、下記の2つの保険に加入しております。
 - ①賠償責任保険（全園児）
被保険者が所有、使用または管理する施設の欠陥や園業務の遂行に起因する事故により、日本国内で保険期間中に園児その他第三者の身体に障害を与えた場合または財物を損壊した場合に被保険者が負担する法律上の損害賠償責任を保証する保険です。
 - ②園児24保険（任意加入）
園内・園外を問わず、日常生活において急激かつ偶然な外来の事故で傷害を被った場合に保険金を支払う保険です。

12. 守秘義務および個人情報の取り扱いについて

- ・当園では、子どもおよび保護者の個人情報保護のため、守秘義務および個人情報の取り扱いについてのマニュアルを作成しております。
- ・特に、市町村が認定した世帯所得に基づく基本保育料の金額等に係る情報は、給付事務に必要な範囲に限り利用します。